

平成五年政令第三百七十三号

公害対策会議令

内閣は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十六条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

（会長）

第一条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（庶務）

第二条 公害対策会議の庶務は、環境省大臣官房総務課において処理する。

（雑則）

第三条 前二条に定めるもののほか、議事の手続その他公害対策会議の運営に関し必要な事項は、会長が公害対策会議に諮って定める。

附 則

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 公害対策会議令（昭和四十二年政令第三百四十九号）は、廃止する。

附 則（平成十二年六月七日政令第三一三三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。